

大和市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月17日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第4号

大和市手数料条例の一部を改正する条例

大和市手数料条例（昭和26年大和町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表第1号(2)区分の欄中「(平成27年法律第53号)」を削り、同号金額の欄を次のように改める。

- | | | |
|---|--|--|
| ア | 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 | 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 |
| | (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 | 17,000円 |
| | (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 | 19,000円 |
| イ | 一戸建ての住宅（アに該当するものを除く。）の場合 | 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 |
| | (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 | 34,000円 |
| | (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 | 38,000円 |
| ウ | 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。以下同じ。）の場合 | 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 |
| | (ア) 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）（基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。） | 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 |
| | a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 | 33,000円 |
| | b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 | 57,000円 |

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 100,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 160,000円

(イ) 住宅部分（ア）に該当するものを除く。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 69,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 120,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 200,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 280,000円

(ウ) 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）（基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合又は非住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が一次エネルギー消費量モデル建築物を用いる評価方法により建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省、国土交通省令第1号）附則第3項の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すると認められる場合（以下「外皮基準不適用の場合」という。）にあつては、同号ロ(2)）の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 87,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 110,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 150,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 240,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 310,000円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未

満の建築物 370,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 440,000円

(エ) 非住宅部分(ウ)に該当するものを除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 230,000円

物 290,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 370,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 530,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 650,000円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 770,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 870,000円

ア 一戸建ての住宅の場合 4,700円

イ 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(ア) 住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 20,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 45,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 81,000円

(イ) 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 16,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 27,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 80,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 160,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 200,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表第1号(1)中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下この表において「基準省令」という。)」を「基準省令」に改め、同(1)ア中「(法第11条の「非住宅部分」をいう。以下この表において同じ。)」を削り、同表第5号(1)ウ(ア)及び(イ)中「又はイ」を「、イ又はウ」に改め、同ウを同(1)エとし、同(1)イ中「(一戸建ての住宅を除く。以下この表において同じ。)」を削り、同イ(ウ)中「(イ)」を「(ウ)」に改め、同イ中(ウ)を(エ)とし、同イ(イ)中「非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合及び基準省令附則第3条第2項に該当する」を「外皮基準不適用の」に改め、同イ中(イ)を(ウ)とし、同イ(ア)中「法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。ただし、共用部分(住宅部分のうち住戸以外の部分をいう。)の審査を要しない場合にあっては、共用部分を除く。以下この表において同じ」を「(ア)に該当するものを除く」に改め、同イ中(ア)を(イ)とし、同イに(ア)として次のように加え、同イを同(1)ウとする。

(ア) 住宅部分(共用部分の審査を要しない場合にあっては、共用部分を除く。以下この表において同じ。)(基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 33,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 57,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 100,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 160,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表第5号(1)ア中「人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ」を「アに該当するものを除く」に改め、同アを同(1)イとし、同(1)にアとして次のように加える。

ア 一戸建ての住宅（基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 17,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 19,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表第5号(2)ウ(イ)中「又はイ」を「、イ又はウ」に改め、同表第7号ア中「第5号(1)ア」を「第5号(1)ア若しくはイ」に改め、同号イ中「第5号(1)イ」を「第5号(1)ウ」に改め、同号ウ(ウ)中「第5号(1)ア若しくはイ又は同号(2)ア」を「第5号(1)ア、イ若しくはウ又は(2)ア」に改め、同表第9号(1)ア中「第5号(1)ア」を「第5号(1)イ」に改め、同(1)イ中「第7号ア」を「第5号(1)ア」に改め、同(1)ウ(ア)中「第5号(1)イ(ア)」を「第5号(1)ウ(イ)」に改め、同ウ(イ)中「次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、次」を「第5号(1)ウ(ア)」に改め、同(イ) a から d までを削り、同ウ(ウ)中「第5号(1)イ(イ)」を「第5号(1)ウ(ウ)」に改め、同ウ(エ)中「第5号(1)イ(ウ)」を「第5号(1)ウ(エ)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。